

「夫婦だから、夫が稼いだお金は夫婦2人のもの」。そう考える女性は多いだろう。しかし相続では通用しない。夫婦それぞれが稼いだお金はそれぞれのもの。という「夫婦別財産の考え方方が基本だからだ。これを知らないでいると、妻はコツコツためた老後の備えを自分のものにできなくなる可能性がある。

女性と老後

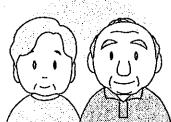
「これらの預金は通帳の名義は奥様ですが、実質的には主人のものと思われます。名義預金として相続税の課税対象になります」。2年近く前に夫をしてしまったA子さんは、税務調査官からこんな指摘を受けた。夫から毎月渡された生活費をやり繰りし、残ったお金を預けた自分名義の通帳だ。「主人は残ったお金は好きにしていいと言つていました」と反論したが、課税対象になつた。

コツコツ貯め無し

日本では法律上「夫が稼いだお金は夫のもの」「妻が稼いだお金は妻のもの」だ。「名義ではなく、そのお金はだれが稼いだのか、大きな支出の権限を持つのはだれかといった事実で判断する」と税理士の福田真弓氏は説明する。妻が専業主婦なら、相続や贈与あるいは結婚前からためていたお金以外に自分の財産を持つことはない。夫婦で協力してためたお金も多くは夫のもとの見なされる。

妻名義なのに「夫の預金」?

■名義預金にしないためには



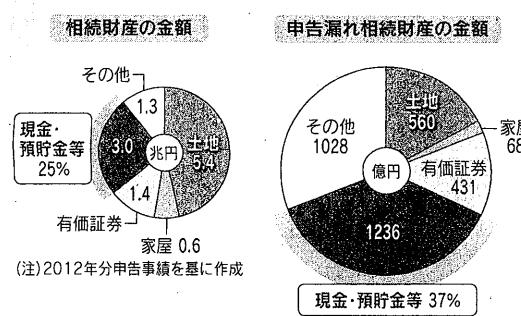
- ◆配偶者から贈与を受けた証拠書を画面で残す
(贈与契約書、通帳記録、贈与税申告書の提出と納付など)
- ◆もらった人が口座の印鑑や通帳を管理・支配する

■税務調査官がチェックするのは(夫が死亡、妻が相続する場合)

過去の収入から考えて相続財産が少なすぎないか	
<input checked="" type="checkbox"/> 夫	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の預金口座からまとまった出金はないか
<input checked="" type="checkbox"/> 妻	<input checked="" type="checkbox"/> 妻の預金口座にまとまった入金はないか
妻名義の財産が多すぎないか	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 自分で稼いだのか→所得税申告納稅の有無
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 相続や贈与でもらったのか→証拠書の有無
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 贈与税は払っているか →贈与税の申告納稅の有無

(注)福田真弓税理士への取材を基に作成

相続財産の金額トップは土地だが、申告漏れは現金・預貯金等が最も多い



(注)12事務年度(12年7月~13年6月)の相続税調査を基に作成

相続で思わぬ課税も

贈与契約で安心

名義預金はちらりも積もれば

1000万円や2000万円

に膨らむ場合もある。夫の相

続財産は最終的には半分以上

は手厚い税額軽減の適用を受

けられる妻が受け継ぐとい

う。相続の際に話題になるお金

が漏れたりすることによる

税務調査は名義預金を探すの

が目的ともいわれ、現金・預

金の中には名義預金が多く

土地の17%を大きく上回る。

贈与でも注意が必要だ。

B子さんの夫は退職金の一部

新たに作ったB子さん名義の

口座に移した。ペイオフ対策

に加え、長年支えてくれた妻

に感謝を込めて贈りたいと思

つたからだ。だが打ち明け

手から指摘された。

いわゆる「つもり贈与」だ。

名義を変えるだけでは贈

うことを提案する。

贈与契約書を作り、毎月決

算を残すよう振込記

録を残し、現金なり家計簿に

記録する。自分の印鑑を作り、

ためるだけでも、ときには

使うことも必要だ。共働きな

夫婦で、妻が稼いだ給料は妻の

現金」や「手もと現金」と呼

ばれるものだ。被相続人が亡

くなる前に妻や家族が被相続

人の口座から引き出した現金

を指す。死後の「口座凍結」に備

えるのが目的で、葬儀費用や

病院への支払いに充てるケ

ースも多い。死んだ時に残って

いた金額を相続財産として計

上すれば問題はない。

ところが被相続人の療養期

間が長くなると引き出す回数

が増えて金額も膨らむ場合が

ある。被相続人にとっては遺産

分割の基になる相続財産が減

るので、看護していた妻が

使途を明確にするよう求めて

遺産分割協議でもめることが

ある。「引き出し履歴や領収書、明細などを残す」説明できるようにしておくことが重要」と税理士の村岡清樹氏は指摘している。(土井誠司)